

鎌倉市議会

12月定例会議案集

(その1)

令和2年(2020年)

目 次

議案第 72 号	市道路線の認定について……………	5
議案第 73 号	不動産の取得について……………	10
議案第 74 号	不動産の取得について……………	13
議案第 75 号	指定管理者の指定について……………	16
議案第 76 号	指定管理者の指定について……………	17
議案第 77 号	指定管理者の指定について……………	18
議案第 78 号	市有地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について……………	19
議案第 79 号	鎌倉市事務分掌条例及び鎌倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	20
議案第 80 号	鎌倉市市税条例及び鎌倉市債権管理条例の一部を改正する条例の制定について……………	24
議案第 81 号	地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	28
議案第 82 号	鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	30
議案第 83 号	鎌倉市消費生活条例の一部を改正する条例の制定について……………	32
議案第 84 号	鎌倉市腰越漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について……………	35
議案第 85 号	鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について……………	40
議案第 86 号	令和2年度鎌倉市一般会計補正予算（第9号）……………	44
議案第 87 号	令和2年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）……………	49
議案第 88 号	令和2年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）……………	52
議案第 89 号	令和2年度鎌倉市下水道事業会計補正予算（第1号）……………	55

議案第 72 号

市道路線の認定について

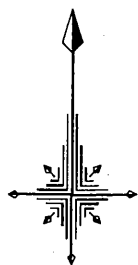
次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

令和 2 年（2020年）12月 2 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

認定市道路線

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	大 船 五 丁 目	1369番6	大 船 五 丁 目	1369番2	4.50～ 9.30	21.87	133.27	4
2	植 木 字 植 谷 戸	255番5	植 木 字 植 谷 戸	266番3	5.00～ 9.53	74.34	383.38	5

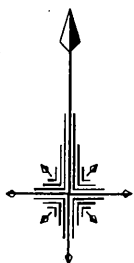


凡例  認定箇所

案内図

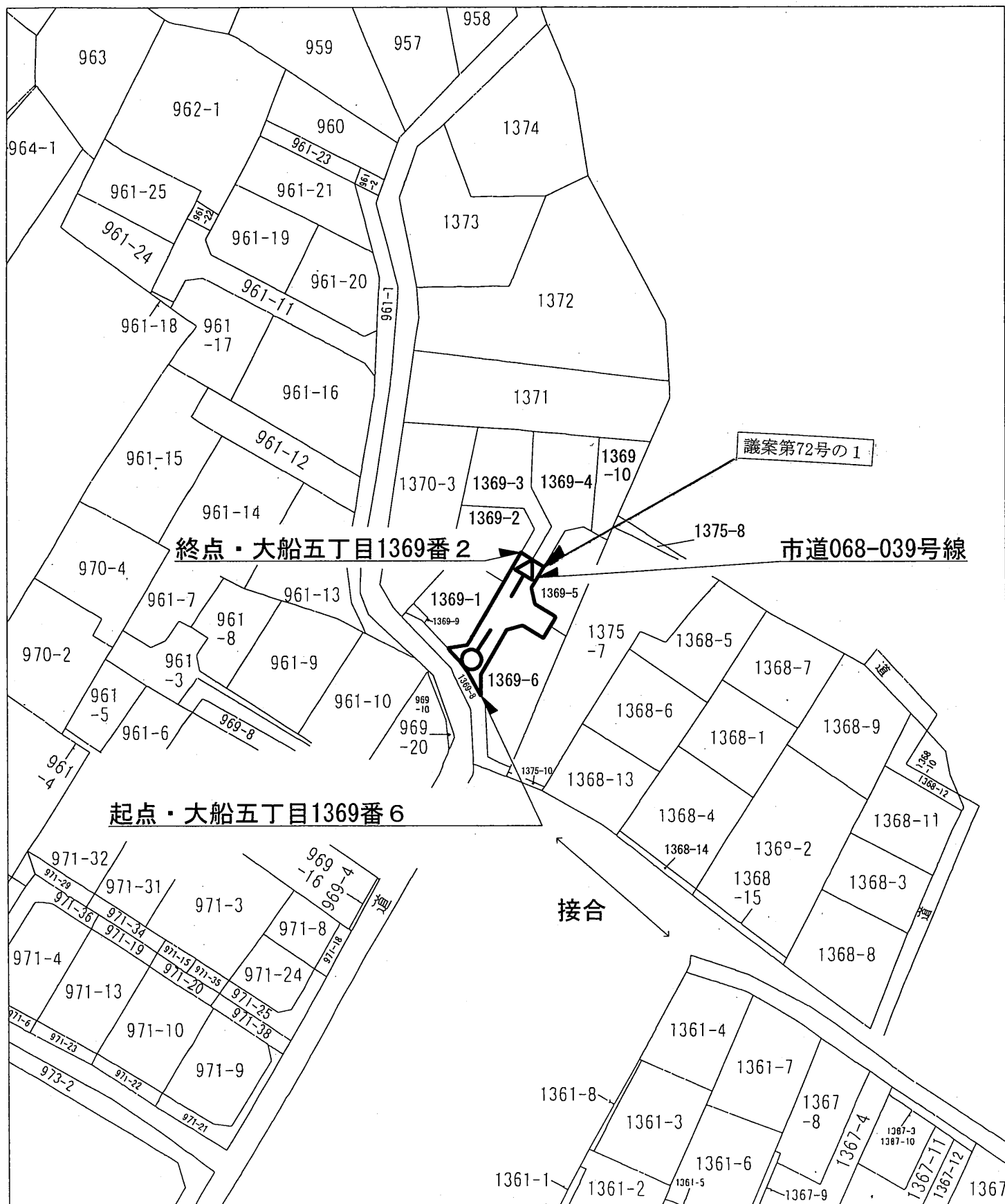
図面番号 4

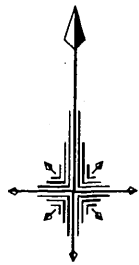




公図写

図面番号 4

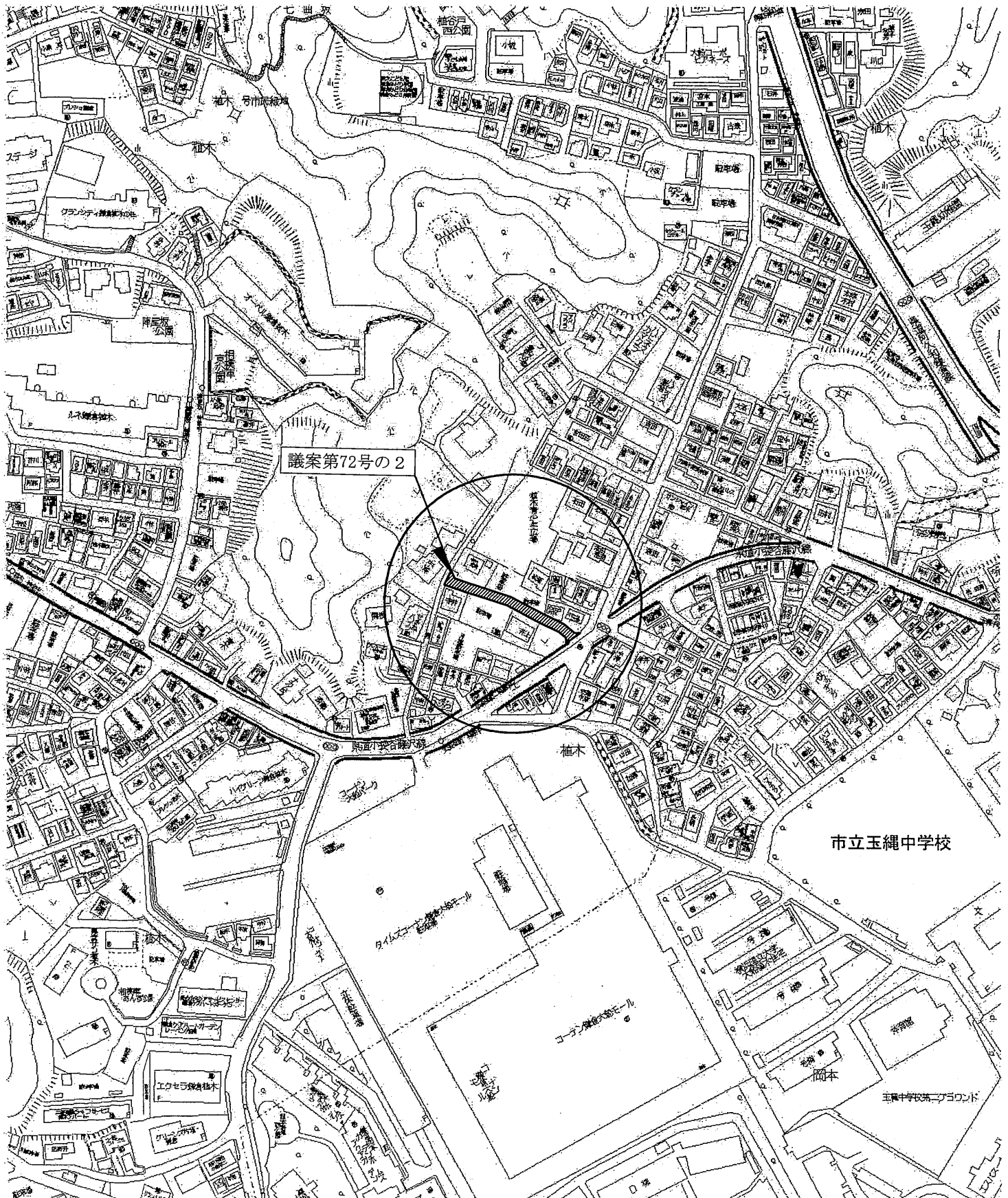


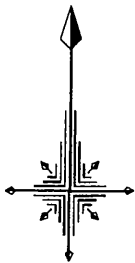


凡例  認定箇所

案内図

図面番号 5





公図写

図面番号 5



議案第 73 号

不動産の取得について

鎌倉近郊緑地特別保全地区内の土地を次のとおり取得するものとする。

令和2年（2020年）12月2日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

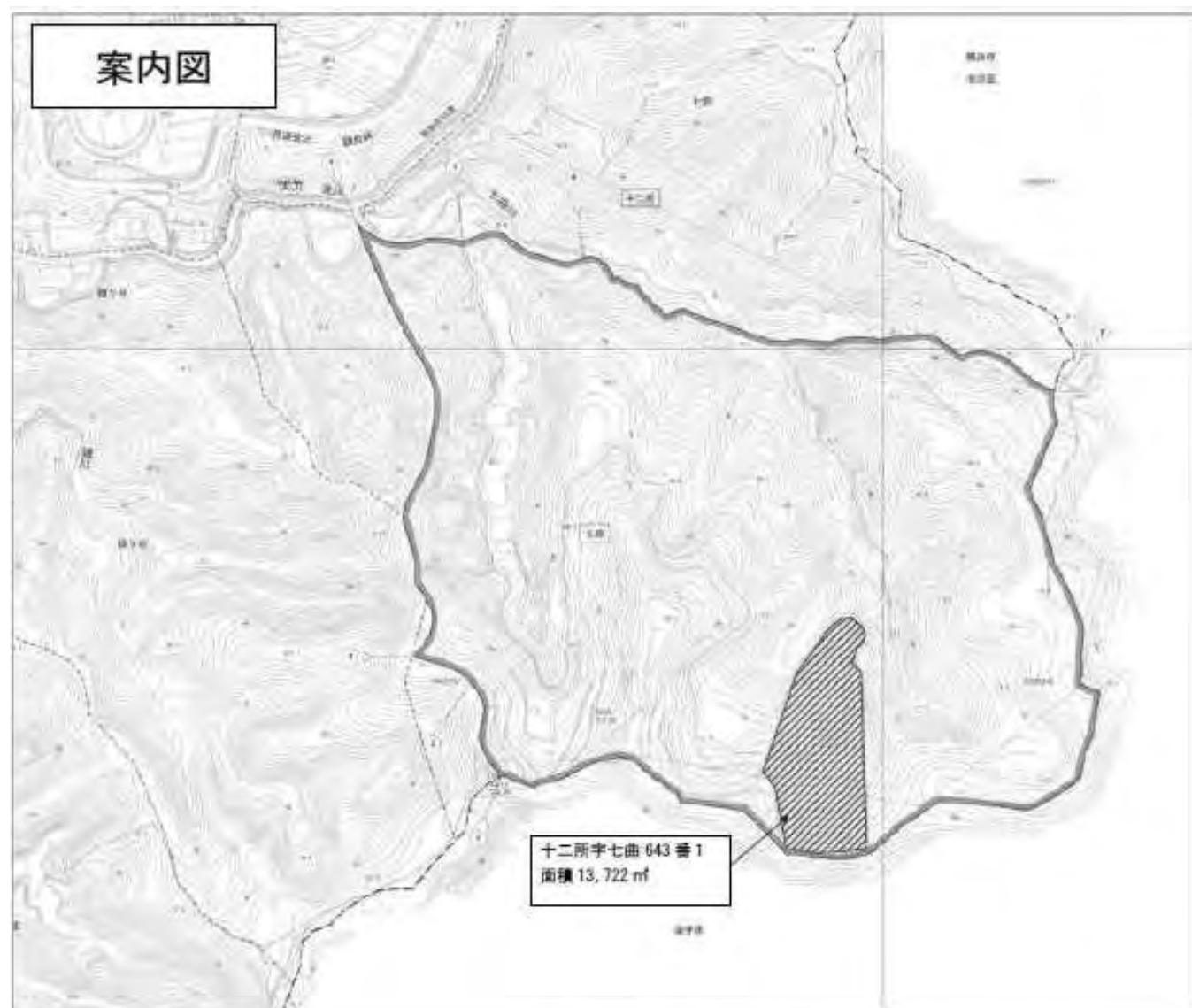
1 取得土地

所 在 地 番	地 目	公 簿 面 積	取 得 面 積
鎌倉市十二所字七曲643番 1	山林	13,722㎡ (約4,158.2坪)	13,722.00㎡ (約4,158.2坪)

2 取得価格 62,613,486円

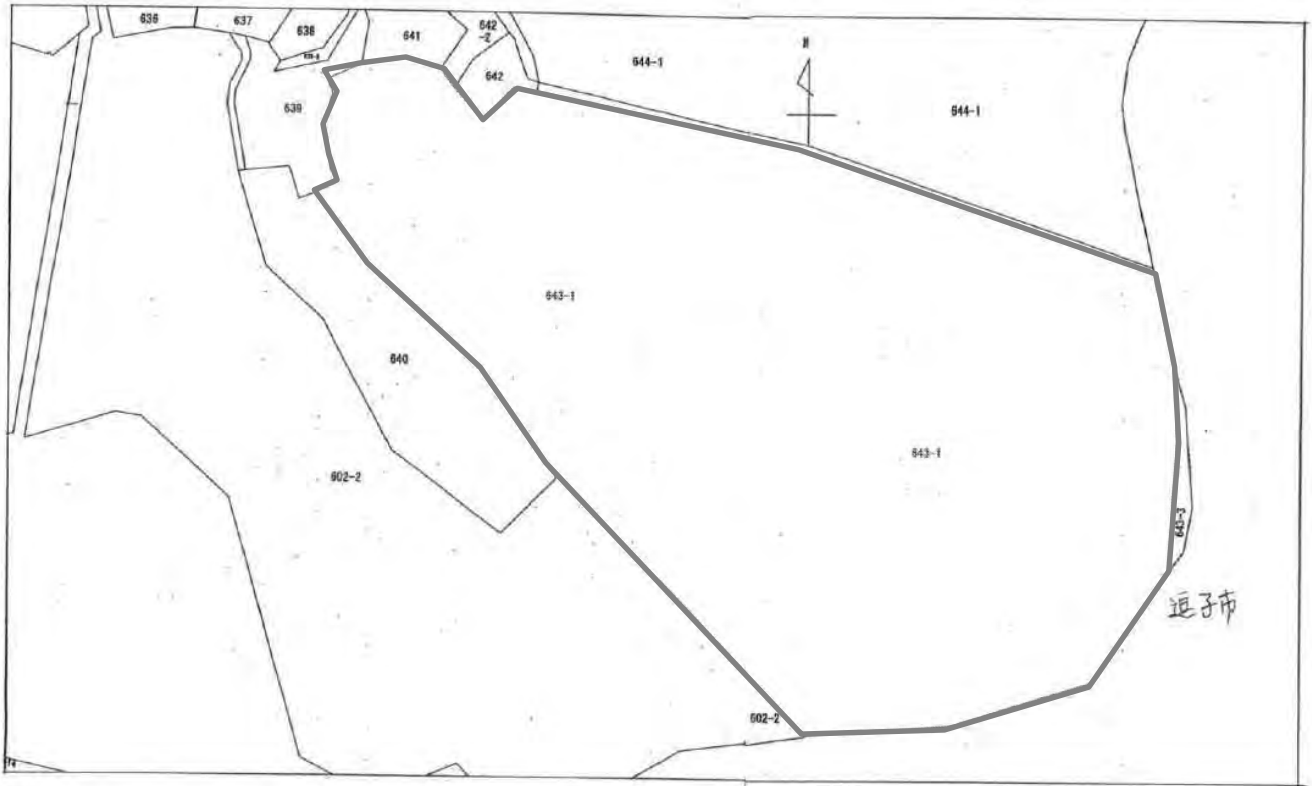
3 所有者

案内図



0 50 100 200 m
1:2,500

公 図



議案第 74 号

不動産の取得について

鎌倉中央公園拡大区域（台峯）用地を次のとおり取得するものとする。

令和 2 年（2020年）12月 2 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 取得土地

所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市山崎字倉久保2356番 外1筆	畑 外	1,404m ² (約425.5坪)	1,404.00m ² (約425.5坪)

2 取得価格 24,008,400円

3 所有者



案内図



山崎小学校

(仮称) 山崎・台峯緑地 (都市緑地候補地)

北鎌倉女子学園グラウンド

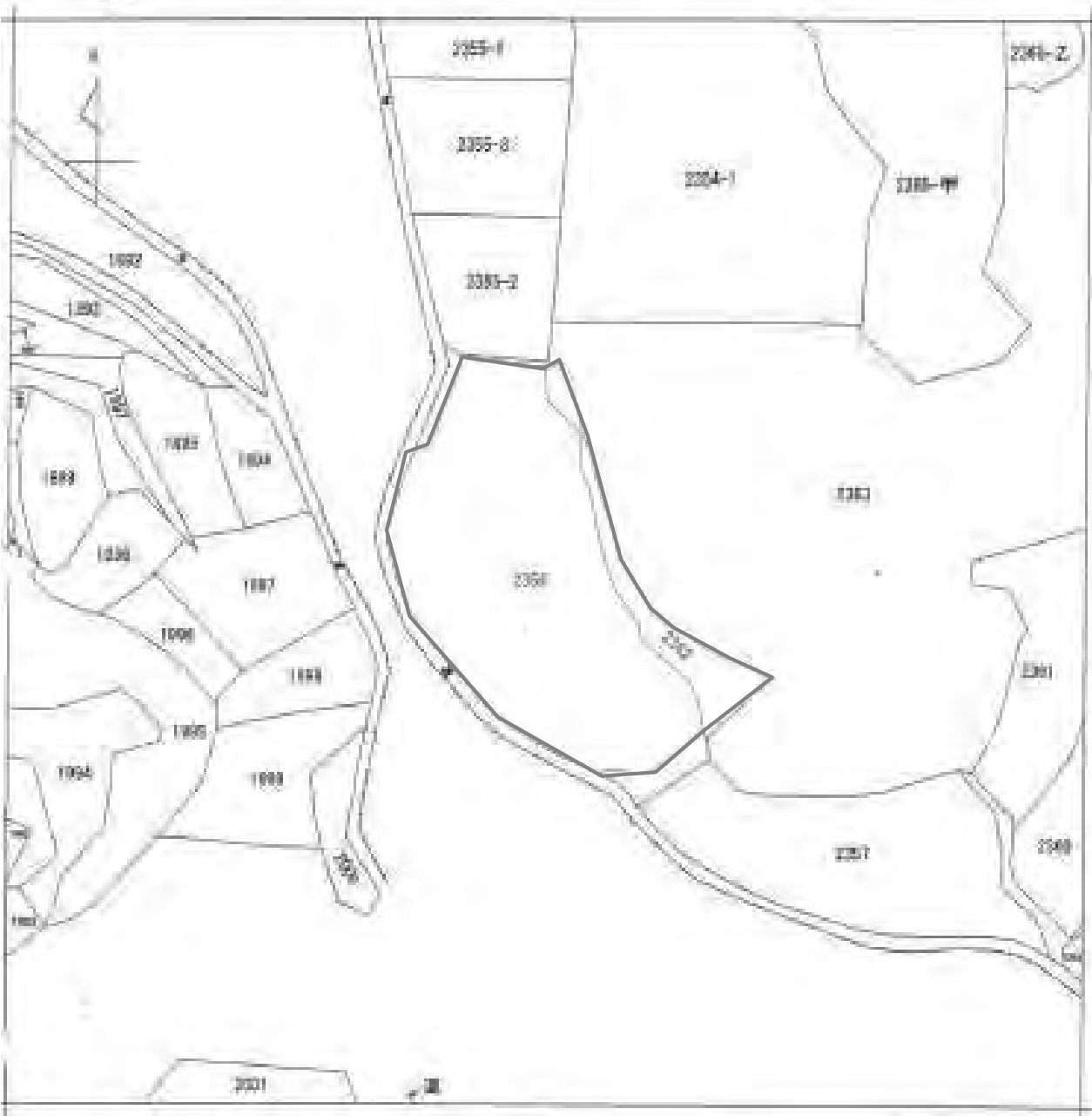
鎌倉中央公園広域 (台峯)

山ノ内配水池

鎌倉中央公園

例		凡
	都市計画決定区域	
	都市計画事業認可区域	
	令和2年度用地取得対象箇所	
	供用開始区域	

公 図



議案第 75 号

指定管理者の指定について

鎌倉市腰越漁港の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 2 年（2020年）12月 2 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

鎌倉市腰越漁港

2 指定管理者となる団体

鎌倉市腰越二丁目 9 番 1 号

腰越漁業協同組合

代表理事組合長 鈴 木 猛

3 指定の期間

令和 3 年（2021年）4 月 1 日から令和 8 年（2026年）3 月 31 日

まで

議案第 76 号

指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て

鎌倉市老人福祉センターの指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 2 年（2020年）12月 2 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

名越やすらぎセンター

腰越なごやかセンター

教養センター

今泉さわやかセンター

玉縄すこやかセンター

2 指定管理者となる団体

鎌倉市御成町20番21号

社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会

会長 富 田 英 雄

3 指定の期間

令和 3 年（2021年）4 月 1 日から令和 8 年（2026年）3 月 31 日
まで

議案第 77 号

指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て

鎌倉市営住宅等の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 2 年（2020年）12月 2 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

鎌倉市営住宅等

2 指定管理者となる団体

横浜市中区日本大通33番地

一般社団法人 かながわ土地建物保全協会

代表 会長 菅 家 龍 一

3 指定の期間

令和 3 年（2021年）4 月 1 日から令和 8 年（2026年）3 月 31 日
まで

議案第 78 号

市有地管理に起因する事故による市の義務に
属する損害賠償の額の決定について

令和２年（２０２０年）７月２８日、鎌倉市立深沢小学校敷地内で発生した市有地管理に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

令和 2 年（2020年）12月 2 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|--------|----------|
| 1 | 損害賠償の額 | 364,595円 |
|---|--------|----------|

- ## 2 損害賠償の相手方

議案第 79 号

鎌倉市事務分掌条例及び鎌倉市職員の給与に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市事務分掌条例及び鎌倉市職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

令和 2 年（2020年）12月 2 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

令和 3 年（2021年）4 月 1 日付の組織の見直しに伴い、必要な事
項を定めるものである。

鎌倉市事務分掌条例及び鎌倉市職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例

(事務分掌条例の一部改正)

第1条 鎌倉市事務分掌条例（平成7年12月条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条の表を次のように改める。

共生共創部

総務部

市民防災部

こどもみらい部

健康福祉部

環境部

まちづくり計画部

都市景観部

都市整備部

第2条の表共創計画部の項の項名を「共生共創部」に改め、同項第2号中「交通政策」を「ICTの活用及び行政改革」に改め、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

(5) 地域共生についての事項

第2条の表行政経営部の項を削り、同表総務部の項中第7号を第10号とし、第6号を第9号とし、同号の前に次の2号を加える。

(7) コンプライアンスについての事項

(8) 市有財産等についての事項

第2条の表総務部の項中第5号を第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

(5) 事務及び組織の管理についての事項

第2条の表防災安全部の項を削り、同表市民生活部の項の項名を「市民防災部」に改め、同項中第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、同項第4号中「産業」を「商工業」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第3号を第6号とし、同号の前に次の3号を加える。

(3) 地域の安全安心まちづくりについての事項

(4) 危機管理についての事項

(5) 総合防災についての事項

第2条の表まちづくり計画部の項に次の1号を加える。

(4) 交通政策及び交通安全についての事項

第2条の表都市景観部の項に次の2号を加える。

(5) 公園についての事項

(6) がけ地についての事項

第2条の表都市整備部の項第4号中「公園」を「農水産業」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 鎌倉市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1等級別基準職務表（一般職及び消防職）の表4級の項第2号中「又はあおぞら園」を削り、同表5級の項中「若しくはあおぞら園」を削り、同表6級の項第2号中「作業センター」を「支所、作業センター」に改め、同表7級の項第2号中「支所の所長」を「会計管理者」に改め、同表8級の項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(手数料条例の一部改正)

2 鎌倉市手数料条例（平成12年3月条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部行政経営部関係の款を削り、同部総務部関係の款に次の2項を加える。

8	土地境界確定図の交付	土地境界確定図交付手数料	300円
9	土地の境界の確定に関する証明の申請に対する審査	土地境界承認申請手数料	300円

別表市長の部市民生活部関係の款の款名を「市民防災部関係」に改め、同款第19項から第22項までを削り、同部都市整備部関係の款に次の3項を加える。

4	化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第9条第1項の規定に基づく動物の飼養又は収容の許可の申請に対する審査	動物の飼養又は収容の許可申請手数料	1個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関し同時に数件の申請が行われる場合にあっては、当該数件の申請につき	8,390円
---	--	-------------------	--	--------

5 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域及びその区域内にある土地の農業上の用途区分に関する証明の申請に対する審査	農用地証明申請手数料	300円
6 漁業法（昭和24年法律第267号）第69条の規定に基づく漁業権の内容たる漁業の免許の申請に係る組合員の世帯数調書に関する証明の申請に対する審査	組合員世帯数調書証明申請手数料	300円

議案第 80 号

鎌倉市市税条例及び鎌倉市債権管理条例
の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市市税条例及び鎌倉市債権管理条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和 2 年（2020 年）12 月 2 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税均等割の非課税範囲の拡大、寄附金税額控除の対象の追加、所有者不明土地等に係る現所有者の申告の制度化及び固定資産税の課税標準に係る特例割合について必要な規定の整備を行うとともに、引用条項を整備するものである。

鎌倉市市税条例及び鎌倉市債権管理条例の一部を改正する条例
(市税条例の一部改正)

第1条 鎌倉市市税条例（平成27年12月条例第27号）の一部を次のように改正する。

第16条中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第22条第1項中「第4条の7」を「第4条の3」に改める。

第31条中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改める。

第32条の2の見出し中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条中「第349条の3第28項、第29項及び第30項」を「第349条の3第27項、第28項及び第29項」に改める。

第39条の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第39条の2 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び第63条第1項第4号において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 現所有者の住所及び氏名又は名称
- (2) 法第384条の3に規定する個人の住所及び氏名
- (3) 前号の個人との関係
- (4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第63条第1項第4号中「又は」を「若しくは」に、「規定」を「規定により、又は現所有者が第39条の2の規定」に改める。

付則第8項第2号を削り、同項第3号中「第15条第2項第6号」を「第15条第2項第5号」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号中「第15条第33項第1号」を「第15条第30項第1号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「第15条第33項第2号」を「第15条第30項第2号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「第15条第33項第3号」を「第15条第30項第3号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「第15条第38項」を「第15条第34項」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号中「第15条第44項」を「第15条第38項」に改め、同号を同項第8号とし、同項第10号中「第15条第45項」を「第15条第39項」に改め、同号を同項第9号とし、同項第11号中「第15条第47項」を「第15条第41項」に改め、同号を同項第10号とし、同項第12号を同項第11号とし、同号の次に次

の 1 号を加える。

(12) 法附則第64条の割合 零

付則に次の 1 項を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

- 21 法附則第60条第 3 項に規定する住民の福祉の増進に寄与する放棄として
条例で定めるものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するため
の国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第25号）第 5 条第
4 項に規定する指定行事の同条第 1 項に規定する中止等により生じた同項
に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄の全てとする。

(債権管理条例の一部改正)

第 2 条 鎌倉市債権管理条例（平成26年12月条例第31号）の一部を次のように
改正する。

付則第 4 項中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年
法律第26号）第93条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの
割合を加算した割合）を「延滞金特例基準割合（地方税法附則第 3 条の 2
第 1 項に規定する延滞金特例基準割合）」に改め、「(以下この項において「特例
基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年における特
例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準
割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、
次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第 1 条中鎌倉市市税条例第16条の改正規定、同条例付則第 8 項の改正規
定（同項に 1 号を加える部分に限る。）、同条例付則に 1 項を加える改正
規定、第 2 条の規定並びに次項、付則第 4 項及び第 5 項の規定 令和 3
年 1 月 1 日
 - (2) 第 1 条中鎌倉市市税条例第22条第 1 項の改正規定 令和 4 年 4 月 1 日
(経過措置)
- 2 第 1 条の規定による改正後の鎌倉市市税条例（以下「新条例」という。）
第16条の規定は、令和 3 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、
令和 2 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第39条の 2 の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であ

ることを知った者について適用する。

- 4 第2条の規定による改正後の鎌倉市債権管理条例付則第4項の規定は、第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後の期間に係る延滞金について適用し、同日前の期間に係る延滞金については、なお従前の例による。

（市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 5 鎌倉市市税条例の一部を改正する条例（令和元年12月条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち鎌倉市市税条例付則第20項を付則第21項とし、付則第19項を付則第20項とし、付則第18項の次に1項を加える改正規定中「第20項を付則第21項」を「第21項を付則第22項とし、付則第20項を付則第21項」に改める。

議案第 81 号

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を
受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部
を改正する条例の制定について

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる
特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例を次のよ
うに定める。

令和2年（2020年）12月2日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特
定非営利活動法人に指定されている法人の寄附金税額控除の対象期
間を更新するものである。

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特

定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年12月条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表NPO法人スローライフ障害者地域活動支援センターの項を削り、同表に次のように加える。

NPO法人スローライフ 障害者地域活動支援セン ター	鎌倉市腰越四丁目9番8 号	令和2年11月1日から 令和7年10月31日まで
----------------------------------	------------------	-----------------------------

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の規定は、令和2年11月1日から適用する。

議案第 82 号

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に
関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年（2020年）12月 2 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い、地方税法の規定の読替えに係る規定
を改めるものである。

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に

関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例
(平成27年4月条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考2を次のように改める。

- 2 この表の3の項中「所得割を課されない教育・保育給付認定保護者」とは、教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同じの世帯に属する者が、特定教育・保育等又は第6条の2第1項に規定する保育（以下「緊急一時預かり保育」という。）のあった月の属する年度（特定教育・保育等又は緊急一時預かり保育のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該教育・保育給付認定保護者をいう。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定は、令和3年9月1日以後に受ける特定教育・保育等（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第3号イに規定する特定教育・保育等をいう。以下同じ。）に係る保育料（鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例第3条第1項に規定する保育料をいう。以下同じ。）及び緊急一時預かり保育（同条例第6条の2第1項に規定する保育をいう。以下同じ。）に係る緊急一時預かり保育料（同項に規定する緊急一時預かり保育料をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に受けた特定教育・保育等に係る保育料及び緊急一時預かり保育に係る緊急一時預かり保育料については、なお従前の例による。

議案第 83 号

鎌倉市消費生活条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市消費生活条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年（2020年）12月 2 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

日常生活の変化から消費生活上配慮が必要な者を早期に発見し、必要な支援につなげるため、事業者や関係団体等との連絡協力体制を構築するとともに包括的な支援を目的とする庁内組織を設置すること等について必要な規定の整備を行うものである。

鎌倉市消費生活条例の一部を改正する条例

鎌倉市消費生活条例（昭和50年6月条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鎌倉市市民のくらしをまもる条例

目次中

「第3章 消費生活相談等（第13条—第15条）

第4章 消費生活委員会及び紛争調停委員会（第16条—第18条） を

第5章 雑則（第19条—第22条） 」

「第3章 消費生活相談等（第13条—第16条）

第4章 くらし見守りネットワーク（第17条・第18条）

第5章 消費生活委員会及び紛争調停委員会（第19条—第21条） に改め

第6章 雑則（第22条—第25条） 」

る。

第1条中「第2条」の次に「及び消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第3条」を、「施策」の次に「並びに消費者安全の確保に関する総合的な施策」を加え、「確保」を「確保し、並びに安全で豊かな消費生活の実現に寄与」に改める。

第2条中「市民の意見を反映させた消費者施策を策定し、及び」を「、市民の意見を反映させ、消費者の需要の高度化及び多様化その他の社会経済情勢の変化に適確に対応した消費者施策を策定し、及び関係行政機関等と連携して」に改める。

第14条第1項中「消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第5章中第22条を第25条とし、第19条から第21条までを3条ずつ繰り下げ、同章を第6章とする。

第4章中第18条を第21条とし、第17条を第20条とし、第16条を第19条とし、同章を第5章とする。

第3章中第15条を第16条とし、同条の前に次の1条を加える。

（消費者安全確保地域協議会）

第15条 市は、法第11条の3第1項の規定に基づき、鎌倉市消費者安全確保地域協議会を設置する。

第3章の次に次の1章を加える。

第4章 くらし見守りネットワーク

第17条 市は、事業者、関係行政機関又は福祉に関係する団体等（以下この条において「事業者等」という。）と連携協力し、高齢化に伴う判断力の低下、地域社会からの孤立等の様々な要因から生じる消費者被害により経済的に困窮し、生活上の課題を抱える者その他の消費生活上特に見守りが必要であると認められる者（以下これらの者を「見守り対象者」という。）を発見し、必要な支援につなげる体制（以下「くらし見守りネットワーク」という。）を構築する。

2 くらし見守りネットワークを構成する事業者等は、見守り対象者に係る情報を得たときは、当該見守り対象者への支援に資するため、市に情報を提供するものとする。

3 市は、前項の規定により見守り対象者に係る情報提供を受けたとき、又は見守り対象者を発見したときは、当該見守り対象者の状況の把握に努め、見守りを行うとともに、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）その他の関係法令の規定による支援につなげるものとする。

（庁内包括的支援検討会）

第18条 市は、複合的な課題を抱える見守り対象者に対し包括的な支援を行うため、消費生活を所管する課その他の関係課等の職員により構成する鎌倉市庁内包括的支援検討会を設置する。

2 前項に規定する検討会は、同項に規定する目的を達成するため、同項の支援の具体的な内容その他市長が必要と認める事項について検討を行うものとする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（消費生活センター条例の一部改正）

2 鎌倉市消費生活センター条例（平成28年3月条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「鎌倉市消費生活条例」を「鎌倉市市民のくらしをまもる条例」に改める。

議案第 84 号

鎌倉市腰越漁港管理条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市腰越漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年（2020 年）12 月 2 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

利用料金等を定める別表の一部を改めるものである。

鎌倉市腰越漁港管理条例の一部を改正する条例

鎌倉市腰越漁港管理条例（昭和60年3月条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「500円」を「1,000円」に改める。

別表第2中「16,000円」を「20,000円」に改める。

別表第3及び別表第4を次のように改める。

別表第3（第13条）

区 分	占用料
電柱（鎌倉市道路占用条例（昭和57年1月条例第12号）別表（以下「占用条例別表」という。）備考1に規定する第一種電柱、第二種電柱及び第三種電柱をいう。別表第4の2占用料の表区分欄において同じ。）	占用条例別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の部（以下「第1号工作物の部」という。）第一種電柱の項から第三種電柱の項までの規定を準用して算定した額
電話柱（占用条例別表備考2に規定する第一種電話柱、第二種電話柱及び第三種電話柱をいう。別表第4の2占用料の表区分欄において同じ。）	第1号工作物の部第一種電話柱の項から第三種電話柱の項までの規定を準用して算定した額
その他の柱類（第12条第1項の許可に係る電柱又は電話柱を支えている支柱（支線柱を除く。以下この表において同じ。）を除く。）	第1号工作物の部その他の柱類の項の規定を準用して算定した額
広告板類	第1号工作物の部広告塔の項の規定を準用して算定した額
管類	占用条例別表法第32条第1項第2号に掲げる工作物の部（以下「第2号工作物の部」という。）の規定を準用して算定した額
その他のもの（第12条第1項の許可に係る電柱又は電話柱を支えている支柱又は支線を除く。）	占用面積1平方メートルにつき1月 近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格 $\times$ $\left(\frac{4}{100}\right) \times \left(\frac{1}{12}\right)$ の算式により算定した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

備考

- 1 占用料の額が面積で定められているものに係る占用面積又は表示面積（多面のものにあつては、全ての表示面の合計面積）が1平方メートル未

満であるとき又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときはその満たない面積又は端数は1平方メートルとして計算し、占用料の額が長さで定められているものに係る占用の長さが1メートル未満であるとき又はその長さに1メートル未満の端数があるときはその満たない長さ又は端数は1メートルとして計算する。

2 占用料の額が年額で定められているものに係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、占用の許可の有効期間の初日の属する月から当該有効期間の末日の属する月までの月数により計算する。ただし、当該有効期間が31日以下であるときは、1月とする。

3 前項に掲げる場合において、占用料の額が100円未満となる場合は100円とし、その額に10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

4 占用料の額が月額で定められているものに係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、その満たない数又は端数は、1月として計算する。

5 近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格は、地方税法第341条第10号に規定する土地課税台帳に登録されている当該土地の価格を当該土地の面積で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

別表第4（第14条）

1 土砂採取料

土砂の採取	採取量1立方メートルにつき 300円
-------	--------------------

2 占用料

区 分	占用料
電柱	第1号工作物の部第一種電柱の項から第三種電柱の項までの規定を準用して算定した額
電話柱	第1号工作物の部第一種電話柱の項から第三種電話柱の項までの規定を準用して算定した額
その他の柱類（第14条第1項の許可に係る電柱又は電話柱を支えている支柱（支線柱を除く。以下この表において同じ。）を除く。）	第1号工作物の部その他の柱類の項の規定を準用して算定した額
広告板類	第1号工作物の部広告塔の項の規定を準用して算定した額

管類	第2号工作物の部の規定を準用して算定した額
海水浴施設、売店、休憩所その他これらに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1月 290円
その他のもの（第14条第1項の許可に係る電柱又は電話柱を支えている支柱又は支線を除く。）	占用面積1平方メートルにつき1月 近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格 $\times$ $\left(\frac{4}{100}\right) \times \left(\frac{1}{12}\right)$ の算式により算定した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

備考

- 1 土砂の採取量が1立方メートル未満であるとき、又はその量に1立方メートル未満の端数があるときは、その満たない量又はその端数は、1立方メートルとして計算する。
- 2 占用料の額が面積で定められているものに係る占用面積又は表示面積（多面のものにあっては、全ての表示面の合計面積）が1平方メートル未満であるとき又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときはその満たない面積又は端数は1平方メートルとして計算し、占用料の額が長さで定められているものに係る占用の長さが1メートル未満であるとき又はその長さに1メートル未満の端数があるときはその満たない長さ又は端数は1メートルとして計算する。
- 3 占用料の額が年額で定められているものに係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、占用の許可の有効期間の初日の属する月から当該有効期間の末日の属する月までの月数により計算する。ただし、当該有効期間が31日以下であるときは、1月とする。
- 4 前項に掲げる場合において、占用料の額が100円未満となるときは100円とし、その額に10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。
- 5 占用料の額が月額で定められているものに係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、その満たない数又は端数は、1月として計算する。ただし、海水浴施設、売店、休憩所その他これらに類するもの（以下「海水浴施設等」という。）に係る占用にあっては日割りで計算し、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 6 海水浴施設等の占用区域内に設置する管類その他海水浴施設等の附属工作物に係る占用料は、海水浴施設等に係る占用料に含まれるものとする。
- 7 近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格は、地方税法第341条第10号に規定する土地課税台帳に登録されている当該土地の価格を当該土地の面積で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り

捨てる。)とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和３年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表第１から別表第４までの規定は、施行日以後に行われる鎌倉市腰越漁港管理条例第４条第２号の利用、同条例第１０条第１項に規定する使用、同条例第１２条第１項に規定する占用並びに工作物の新築、改築、増築、移転及び除去並びに同条例第１４条第１項の採取及び占用（以下「利用等」と総称する。）に係る利用料金（同条例第４条第２号の利用料金をいう。）、使用料（同条例第１１条第１項の使用料をいう。）、占用料（同条例第１３条第１項の占用料をいう。）及び土砂採取料等（同条例第１４条第１項の土砂採取料等をいう。）（以下「利用料金等」と総称する。）について適用し、施行日前に行われた利用等に係る利用料金等については、なお従前の例による。

議案第 85 号

鎌倉市火災予防条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年（2020年）12月 2 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、必要な事項を定めるものである。

鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例

鎌倉市火災予防条例（昭和37年3月条例第2号）の一部を次のように改正する。

「あつては」を「あっては」に、「よつて」を「よって」に、「造つた」を「造った」に、「であつて」を「であって」に、「行つて」を「行って」に改める。

第8条の3第1項中「第45条第10号」を「第45条第11号」に改める。

第11条の2第1項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を加え、「以下この条において同じ。」を「第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。」に、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、同項第12号イ中「また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。」を削り、同号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第11条の2第1項中第12号を第16号とし、第11号を第12号とし、同号の次に次の3号を加える。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第11条の2第1項中第10号を第11号とし、同項第9号中「なつた」を「なっ

た」に改め、同号を同項第10号とし、同項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造られた、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第17条の見出し並びに同条各号列記以外の部分及び同条第9号中「充てん」を「充填」に改め、同条第10号中「なつた」を「なった」に改め、同条第13号中「充てん」を「充填」に改める。

第32条の2第1項第1号中「たまつた」を「たまった」に改める。

第32条の7第2項中「当たつて」を「当たって」に改める。

第33条中「取り扱つて」を「取り扱って」に改める。

第43条の2第2項中「あつた」を「あった」に改める。

第45条第14号中「充てん」を「充填」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

第52条第1号中「取り扱つた」を「取り扱った」に改め、同条第4号中「提出しなかつた」を「提出しなかった」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、「あつては」を「あっては」に、「よつて」を「よって」に、「造つた」を「造った」に、「であつて」を「であって」に、「行つて」を「行つて」に改める改正規定、第11条の2第9号の改正規定（「なつた」を「なった」に改める部分に限る。）、第17条（見出しを含む。）の改正規定、第32条の2第1項第1号の改正規定、第32条の7第2項の改正規定、第33条の改正規定、第43条の2第2項の改正規定、第45条第14号の改正規定（「充てん」

を「充填」に改める部分に限る。) 及び第52条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日において現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

議案第 86 号

令和 2 年度鎌倉市一般会計
補正予算（第 9 号）

令和 2 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 231,776 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 84,664,335 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の補正は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の補正は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

令和 2 年（2020 年）12 月 2 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
55	国庫支出金	28,240,987	13,701	28,254,688
	5 国庫負担金	7,251,413	10,345	7,261,758
	10 国庫補助金	20,941,257	3,356	20,944,613
60	県支出金	4,221,333	27,000	4,248,333
	10 県補助金	902,498	27,000	929,498
70	寄附金	1,049,859	80,400	1,130,259
	5 寄附金	1,049,859	80,400	1,130,259
80	繰越金	1,064,551	110,675	1,175,226
	5 繰越金	1,064,551	110,675	1,175,226
歳 入 合 計		84,432,559	231,776	84,664,335

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	総務費	26,265,985	108,272	26,374,257
	5 総務管理費	24,672,050	108,272	24,780,322
15	民生費	26,761,784	69,910	26,831,694
	5 社会福祉費	12,759,530	40,410	12,799,940
	10 児童福祉費	11,671,117	29,500	11,700,617
45	土木費	7,762,882	53,594	7,816,476
	10 道路橋りょう費	872,062	49,302	921,364
	20 都市計画費	4,916,256	4,292	4,920,548
歳 出 合 計		84,432,559	231,776	84,664,335

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
			千円
45 土 木 費	10 道路橋りょう費	津 西 二 丁 目 14 番 先 仮 設 落 石 防 護 柵 設 置 事 業	49,302

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
		千円
老人福祉センター 管理運営事業費	令和2年度から 令和7年度まで	899,295
海水浴場監視所・ 仮設トイレ等賃借料	令和2年度から 令和3年度まで	18,810
J R 北 鎌 倉 駅 仮 改 札 開設工事等負担事業費	令和2年度から 令和4年度まで	48,000
道路維持修繕事業費 (市道 015 - 000 号線)	令和2年度から 令和3年度まで	38,192
道路維持修繕事業費 (市道 059 - 013 号線)	令和2年度から 令和3年度まで	35,442
道路維持修繕事業費 (市道 053 - 000 号線)	令和2年度から 令和3年度まで	59,796
市 営 住 宅 管理運営事業費	令和2年度から 令和7年度まで	233,475
関 谷 小 学 校 階段昇降機賃借料	令和2年度から 令和8年度まで	4,302
西 鎌 倉 小 学 校 老朽化対策事業費	令和2年度から 令和3年度まで	149,930

議案第 87 号

令和 2 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計
補正予算（第 3 号）

令和 2 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,877 千円を追加
し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16,723,065 千円とす
る。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」
による。

令和 2 年（2020 年）12 月 2 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
30	県支出金	11,281,498	8,877	11,290,375
	3 県負担金・補助金	11,281,498	8,877	11,290,375
	歳入合計	16,714,188	8,877	16,723,065

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	総務費	266,292	8,877	275,169
	5 総務管理費	189,197	8,877	198,074
	歳 出 合 計	16,714,188	8,877	16,723,065

令和 2 年度鎌倉市介護保険事業
特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 185,365 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17,066,065 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年（2020 年）12 月 2 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	介護保険料	3,594,962	41,400	3,636,362
	5 介護保険料	3,594,962	41,400	3,636,362
15	国庫支出金	3,667,018	45,442	3,712,460
	5 国庫負担金	2,817,041	36,000	2,853,041
	10 国庫補助金	849,977	9,442	859,419
20	県支出金	2,390,873	22,500	2,413,373
	5 県負担金	2,261,557	22,500	2,284,057
25	支払基金交付金	4,360,442	48,600	4,409,042
	5 支払基金交付金	4,360,442	48,600	4,409,042
40	繰入金	2,854,072	27,423	2,881,495
	5 一般会計繰入金	2,635,300	24,903	2,660,203
	10 基金繰入金	218,772	2,520	221,292
歳 入 合 計		16,880,700	185,365	17,066,065

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	総務費	375,643	5,365	381,008
	5 総務管理費	375,643	5,365	381,008
10	保険給付費	15,626,450	180,000	15,806,450
	5 介護サービス等諸費	15,626,450	180,000	15,806,450
	歳 出 合 計	16,880,700	185,365	17,066,065

議案第 89 号

令和 2 年度鎌倉市下水道事業会計
補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 2 年度鎌倉市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、
次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 令和 2 年度鎌倉市下水道事業会計予算第 5 条に定めた債務
負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり
補正する。

追加

事 項	期 間	限 度 額
公共下水道（雨水）築造事業費 （神戸川右岸第 1 排水区）	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	千円 12,100

令和 2 年（2020 年）12 月 2 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇